

労働者派遣事業に係わる情報提供

2025年4月1日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所の名称	株式会社 広島情報シンフォニー	許可番号:派34-300478
事業所の所在地	〒 732-0068 広島県広島市東区牛田新町二丁目2番1号	

1. 派遣労働者の数 (2025年4月1日付)

派遣労働者の数 (1日平均)	4 (人)
----------------	-------

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 (対象期間:2025年4月1日～2026年3月31日)

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	3 (社)
-----------------------	-------

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (対象期間:2025年4月1日～2026年3月31日)

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	45,525 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日8時間あたりの額)	23,985 (円)
マージン率(小数点以下一位未満の端数は四捨五入)	47.3 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4. 教育訓練に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施期間	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
新入社員研修	派遣労働者	社内研修又は社外研修	60.0日	派遣元事業主	支給有	無し
コンプライアンス研修			1.0日			
障がい者理解研修			1.0日			
各種スキルアップ研修			1.0～5.0日			

5. その他労働者派遣事業の業務に関し、参考となると認められる事項

・福利厚生等・・・年次有給休暇、社会保険(健康保険・厚生年金・企業年金基金・雇用保険・労災保険)、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、産前産後・育児・介護休業制度、互助会制度
・各種サポート・・・キャリアカウンセリング、資格取得支援(情報処理資格など)その他、キャリア・コンサルティングの相談等

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否かの別	: 締結済み
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	: すべての派遣労働者
・労使協定の有効期間の終期	: 2026年3月31日